別表２中「国交Ｂ003」の次に「厚労Ｂ002」及び「経産Ｂ001」を次のように加える。

番号	厚労Ｂ002
特定地域活性化事業の名称	地域共生型障害者就労支援事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	「就労移行支援事業、就労継続支援事業（Ａ型、Ｂ型）における留意事項について」(平成19年４月２日付け障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	①　施設外就労の総数については、利用定員の100分の70以下とすること。 ②　施設外就労１ユニットあたりの最低定員は３人以上とすること。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する総合特別区域において、事業所内での就労継続支援Ｂ型事業の延長として施設外就労を行う形態ではなく、施設外就労を基本とする形態で就労継続支援Ｂ型事業を行うことにより障害者の自立及び社会参加に資するものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、以下の特例措置を受けることができるものとする。 ①　利用定員の100分の70を超えて施設外就労を行うことができる。 ②　施設外就労１ユニットあたりの最低定員を１人以上とすることができる。
同意の要件	地方公共団体が、事業所内での就労継続支援Ｂ型事業の延長として施設外就労を行う形態ではなく、施設外就労を基本とする形態で就労継続支援Ｂ型事業を行うことにより障害者の自立及び社会参加に資するものであること。
特例措置に伴い必要となる手続	特になし。

別表２の次に別表３を次のように加える。

別表３　全国において実施することとされた規制改革

注）　「市町村」には、特別区を含む。

事　項　名	規制改革の実施内容	規制改革を実施する法令等	実施時期	所管省庁
関税暫定措置法第４条（航空機部分品等の免税）の手続きの簡素化	①自治体が要望している「現行免税手続の簡素化」のうち,「減免税物品に関する帳簿」の省略については、関税暫定措置法基本通達に定める様式（Ｐ―1000）にかかわらず、関税暫定措置法施行令で求めている事項が記載された社内帳簿等の利用を可能とする（本年６月末までに関税暫定措置法基本通達を改正し、本年７月実施予定）。 ②また、輸入後に税関が行う事後確認の簡略化については、過去の確認実績に応じて柔軟に実施することとする（①の基本通達改正にあわせ、運用面の措置を行う）。 上記①②の措置については、航空機製造業の重要性に鑑みた本免税制度の趣旨を踏まえ、全国で実施する。	関税暫定措置法基本通達４―４等（平成24年６月29日財関第685号）	平成24年７月１日実施（措置済）	財務省
港則法及び関税法による水島港に寄港する船舶の錨泊地の利用基準の緩和	関税法基本通達20―５を改正し、積荷の準備等の都合により入港しようとする開港に近接する不開港においてバース待ちをする必要がある場合（当該開港の港域が狭隘であることにより当該不開港においてバース待ちをすることがやむを得ないと認められる場合に限る。）には、不開港出入の許可を不要とすることを明示する。	関税法基本通達20―５（平成24年６月29日財関第685号）	平成24年７月１日実施（措置済）	財務省
ビジネスジェットの使用手続簡略化	ジェネラルアビエーション（企業・団体や個人が利用する自家用機等）が東京国際空港（羽田空港）を利用する場合、最長で10日間まで留め置くことができることとする。 ※その他の空港については、各空港の定める手続による。	「ジェネラルアビエーションによる東京国際空港の利用について」（平成24年６月28日国空戦略第25号）	平成24年９月１日実施予定	国土交通省

告示

保健師国家試験の施行

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、第99回保健師国家試験を次のとおり施行する。

平成24年８月１日

厚生労働大臣　小宮山洋子

１　試験期日　平成25年２月15日（金曜日）

２　試験地　北海道、青森県、宮城県、東京都、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県

３　試験科目　公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論

４　受験資格　次のいずれかに該当するもの

⑴　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校（以下「指定学校」という。）において１年以上保健師になるのに必要な学科を修めた者（平成25年３月18日（月曜日）までに修業する見込みの者を含む。）

⑵　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した保健師養成所（以下「指定養成所」という。）を卒業した者（平成25年３月18日（月曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

⑶　外国の保健師助産師看護師法第２条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において保健師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が⑴又は⑵に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

⑷　保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第78号。以下「改正法」という。）の施行の際（平成22年４月１日）現に改正法による改正前の保健師助産師看護師法（以下「旧法」という。）第19条第１号に該当する者

⑸　改正法の施行の日（平成22年４月１日）前に旧法第19条第１号に規定する学校に在学し、施行日以後に同号に規定する要件に該当することとなった者（施行日以後に同号に規定する学校に入学し、当該学校において６月以上保健師になるのに必要な学科を修めた者を除く。）

５　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

(ｱ)　受験願書　保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第２号様式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、在留カード）に記載されている文字を使用すること。

(ｲ)　写真　出願前６月以内に脱帽して正面から撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、厚生労働省又は地方厚生局若しくは地方厚生支局において交付する受験写真用台紙にはり付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している指定学校若しくは指定養成所又は地方厚生局若しくは地方厚生支局において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

(ｳ)　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及びあて先を記載し、510円の郵便切手をはり付け、書留の表示をしたもの。